

## 第 3 章

# 市政への提言と 指 針

市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、そうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの間に提出された答申等のダイジェストを収録しました。

## 横浜市民意識調査

政策経営局データ経営課  
令和 6 年 3 月報告

### ■背景と経過

市政全般について全市を対象とする唯一の意識調査で、昭和 47 年度から毎年継続して実施しています。市民の皆さんの日常生活について、意識と行動の両面から捉え、生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的としています。

調査項目は、ほぼ毎年継続して質問する項目（現住地居住年数、定住意向、生活満足感、心配ごと、市政への満足度・市政への要望など）と行政課題に応じて設定する項目により構成されます。

令和 5 年 7 月 10 日から 7 月 31 日にかけて、市内に居住する満 18 歳以上の方 5,000 人（外国人を含む。）に調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収する方法で実施し、回収率は 44.1 パーセント（2,203 人）でした。

### ■調査結果の概要

#### 1 市政への満足度と要望

満足度は、1 位「バス・地下鉄などの便」、2 位「ご

みの分別収集、リサイクル」、3 位「幹線道路や高速道路の整備」。要望は、1 位「地震や台風などの災害対策」、2 位「防犯対策」、3 位「病院や救急医療など地域医療」でした。

#### 2 心配ごと

心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や健康、老後のこと」と回答した人が 53.7 パーセントで最多。「家族の病気や健康、生活上の問題」が 39.2 パーセント、「景気や生活費のこと」が 29.4 パーセントでした。

#### 3 定住意識

今の住まいに住み続ける意向のある人は 72.9 パーセント、転居の意向のある人は 13.6 パーセントでした。

### ■横浜市の対応

調査結果は、庁内で周知・共有し、市政運営や政策立案に生かしていきます。また、報告書を図書館や市民情報センターで閲覧に供し、市政刊行物・グッズ販売コーナーで販売するほか、市ウェブサイトにも掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminishiki/>

# 令和5年度横浜市税制調査会答申 —令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて—

横浜市税制調査会  
令和5年10月31日  
座長 青木 宗明

## ■機関等の概要

横浜市の政策目標の実現に向けた、課税自主権の活用上の諸課題等について、調査・審議を行うため、平成24年に設置されました。

委員は地方税財政制度に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者によって構成されています。

## ■背景と経過

横浜市では、政策目標の実現に向けた課税自主権の活用の一つとして、平成21年度から「横浜みどり税」を導入しています。

「横浜みどり税」は、「横浜みどりアップ計画」の取組を着実に進めていくため、各年度の財政状況に左右されない安定的な財源を確保する重要な市税として、市民税均等割への超過課税を行っているものであり、令和5年度末に期限を迎えることから、その継続について検討の必要がありました。

そのため、政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上

の諸課題等について、令和4年8月に横浜市税制調査会に諮問し、令和5年10月に答申をいただきました。

## ■答申等の概要

答申は、次のような形でとりまとめられています

- 1 横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の位置付け
- 2 「みどりの取組」の実績と次期計画原案のチェック
- 3 横浜みどり税を継続（第4期）することの是非（令和6年度～）

答申の中で、令和6年度以降の横浜みどり税の取扱い等について、①今後も樹林地買取等、緑の保全・創出に対応するための安定的な財源が必要である、②次期計画における横浜みどり税必要額は142億円であり、現行と同じ個人900円、法人9%相当額でまかなえる、③課税自主権の活用には定期的な検証が必要であり、5年間の延長とすることが妥当である、とされました。

## ■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、令和5年第4回市会定例会に、横浜みどり税条例の一部を改正する議案を提出しました。

# 横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
令和5年12月  
代表取締役 池田 雅一

## ■背景と経過

中期計画2022～2025の基本戦略に掲げる「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、子どもと保護者のニーズや放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの具体的な課題等を把握し、放課後事業を更に充実させるために、アンケート等による調査を実施し、今後の施策についての提言をいただきました。

## ■答申等の概要

放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおける事業の質の向上に向けた、横浜市の今後の施策についての提言を3つの視点からとりまとめています。

1. 児童視点での支援の充実
  - ・高学年が利用しやすくなるような取組の推進
  - ・活動場所やプログラムの充実に向けて、学校施設の更なる活用や市によるプログラムに係る支援強化
2. 保護者視点での支援の充実
  - ・クラブへの支援を充実させることで、安全・安心な

放課後の居場所を提供していくこと

- ・「小1の壁」の解消に向けて、多岐にわたる課題への対応策の検討
  - ・放課後児童クラブについては保護者の活動・運営負担の軽減
3. クラブ視点での支援の充実
    - ・書類作成の負担軽減のために、DXの推進等による効率的な仕組みの構築
    - ・人材確保に向けて、事業の認知度向上、労働環境改善等の多角的な市の支援強化
    - ・要配慮児童への支援は、体制、環境及び支援方法に課題があり、市による支援が必要

## ■答申等に対する行政対応

提言を踏まえ、「小1の壁」の解消に向けて、令和6年度から長期休業期間中の昼食提供や小学生の朝の居場所づくりをモデル事業として開始しました。また、DXの推進により保護者やクラブの負担軽減を図るとともに、常勤職員を複数配置するための補助を創設することでクラブの安定的な運営を図るなどにより、更なる放課後事業の質の向上に向けて取り組みました。

## よこはま保健医療プラン 2024 の策定について

横浜市保健医療協議会  
令和6年1月16日  
伏見 清秀

### ■機関等の概要

横浜市保健医療協議会（以下、「当協議会」という。）は、本市の保健、医療及び生活衛生施策に係る施策及び当該施策の計画の策定についての調査審議及び評価に関する事務を行うため、市長の附属機関として設置しています。委員は学識経験者、保健医療福祉関係団体の代表者等で構成されています。

### ■背景と経過

保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として、医療法第30条の4に基づく「医療計画」に準じ、本市独自の行政計画として「よこはま保健医療プラン」を策定しています。

前プランの令和5年度計画満了に伴い、高齢化の進展による医療需要増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据えた最適な医療提供体制を構築するため、「よこはま保健医療プラン2024」の策定について諮問しました。これに対し、令和4年度に当協議会内に設

置された「よこはま保健医療プラン策定検討部会」において検討が進められ、当協議会での議論を経て、令和6年1月に答申をいただきました。

### ■答申等の概要

2040年に向けた医療提供体制の構築に向け、5つの取組が示されています。

- (1) 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築
- (2) 医療従事者等の確保・養成
- (3) 高齢者を支える地域包括ケアの推進
- (4) デジタル時代にふさわしい医療政策の推進
- (5) 医療安全対策の推進

また、主要な疾病ごとの切れ目ない保健医療連携体制の構築及び主要な事業ごとの医療体制の充実・強化、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた保健医療施策等について、取りまとめられています。

### ■答申等に対する行政対応

答申を受け、令和6年第1回市会定例会での議決を経て、令和6年3月に「よこはま保健医療プラン2024」として策定しました。

## 横浜市交通事業（自動車運送事業及び鉄道事業）の 中期経営計画及び中長期的な経営基盤の強化策に関する答申

横浜市営交通経営審議会  
令和5年5月11日  
会長 細見 邦雄

### ■機関等の概要

横浜市営交通経営審議会は、外部有識者の幅広い視点から、企業経営の改善に資する知見や手法等を取り入れることを目的として、地方公営企業法第14条に基づく管理者の附属機関として設置しています。

### ■背景と経過

市営バス・地下鉄事業は、令和元年度まで約10年にわたり自主自立の黒字経営を続けてきたものの、コロナ禍に端を発する「新しい日常」の定着により利用者数が減少し、これまでにない経営危機に直面しました。

こうした中で、令和5年度を始期とする市営交通中期経営計画の策定にあたり、「市民のみなさまの足」である市営交通サービスを将来にわたり安定的に維持し続けるため、令和4年6月に「中期経営計画及び中長期的な経営基盤の強化策に関する事項」について諮問し、全5回にわたりご審議いただき、令和5年5月11日に答申をいただきました。

### ■答申等の概要

事業運営上の課題と今後の方向性として、次の7項目について提言いただきました。

- (1) 安全運行を維持するための施設・設備の維持・更新
- (2) 人材の確保・育成
- (3) 施設の更なるバリアフリー化
- (4) カーボンニュートラルに向けた取組強化
- (5) インバウンド等観光需要の取り込み
- (6) まちづくりとの連携
- (7) バス路線の維持方策と地域交通との関わり

その上で、収支改善に向けた方策として「支出管理の徹底」「あらゆる増収策の実施」といった企業努力の必要性についても言及され、最後に、中期経営計画策定にあたって考えられる経営改善の方向性を示されました。

### ■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、「市営交通中期経営計画2023-2026」を策定しました。安全・安心な交通サービスの質を今まで以上に高めるとともに、将来にわたって市民のみなさまの足を支えていくために、持続可能な経営基盤の確立に取り組んでいきます。

# 「都市計画マスタープランの改定」、 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び 「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について

横浜市都市計画審議会

令和5年11月17日

会長 森地 茂

## ■機関等の概要

横浜市都市計画審議会は、本市の都市計画に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置されており、委員は学識経験者、横浜市議員、横浜市の住民で構成されています。

## ■背景と経過

本市の「都市計画マスタープラン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等（以下、整開保等）」が目標年次として掲げる令和7年を迎えるにあたり、これらの改定及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について、令和4年6月に横浜市都市計画審議会に諮問し、令和5年11月に答申をいただきました。

## ■答申等の概要

横浜市の目指すべき都市の将来像を示す都市計画マスタープランの改定、整開保等の改定及び線引きの見直しに向けて、次のとおり基本的考え方をとりまとめています。

はじめに

I 「都市計画マスタープランの改定」について

II 「整開保等の改定」について

III 「第8回線引き全市見直し」について

都市づくりの更なる推進に向けて

## ■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、都市計画マスタープランの改定、整開保等の改定及び線引きの見直しの手続きを進めていきます。